

「一般社団法人至誠会 至誠会賞学術研究助成（旧岡本系枝賞）」規則

- 第1条 至誠会賞学術研究助成（旧岡本系枝賞）は、岡本系枝博士の寄付金を基金として昭和59年に設立された岡本系枝学術研究助成を継承し、平成24年度より当法人の資金をもって医学及び医療分野の女性研究者の学術研究（基礎医学系の分野を除く）に対し助成を行う。
- 第2条 至誠会賞学術研究助成（旧岡本系枝賞）の英文表記は、SHISEIKAI Scientific Awardとする。
- 第3条 助成金の授与は原則、毎年5名までとする。
- 第4条 応募資格は、次のとおりとする。
- (1) 申請締切時において原則満50歳未満の教育・研究機関等に勤務する医学又は医療分野の女性研究者、又は申請者がその研究の中心的役割を担うグループ
 - (2) 前号の規定に係わらず、岡本系枝学術研究助成または本研究助成の受賞歴がある者、同一研究課題により同一年度に他機関の助成を申請している者、一般社団法人至誠会正会員でない東京女子医科大学医学部卒業生については、当研究助成の申請を認めない。
- 第5条 申請に必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 申請書
 - (2) 履歴書（写真貼付）
 - (3) 研究に関する自著または共著論文 2編
- 第6条 申請受付期間は、毎年2月1日から3月末日までとする。
- 第7条 選考委員会は、毎年4月に開催する。
- 2 選考委員会は、申請書を審議の上、被授与者を選定し理事会に報告する。
 - 3 被授与者への結果の通知は、選考委員会開催後4日以内に行うものとする。
 - 4 助成金の授与は、6月末日までに行うものとする。
- 第8条 被授与者は、本助成金授与の翌年8月末日までに本賞による研修・研究に関する抄録を提出し、抄録を機関誌「女醫界」に掲載することを承諾する。
- 2 被授与者は、本助成金授与後2年以内に本助成金による研究であることを明記した論文の別刷12部を提出し、当該論文を機関紙「女醫界」に掲載することを承諾する。
 - 3 被授与者は、当会から要請があった場合には、社員総会において当該研究に関する発表を行うことを承諾する。
 - 4 本研究助成で購入した機器は、所属研究機関に寄贈する。
- 第9条 次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を求めることがある。
- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給付を受けたことが判明したとき
 - (2) 助成金をその目的以外に使用したとき

(3) 第8条第1項、第2項、第3項に定める被授与者の義務を怠ったとき

(4) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと本会が判断する事実があったとき

第10条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の承認を得て行う。

平成 29 年 12 月 定例理事会 承認